

論 説

公共政策の文脈的理解

武 智 秀 之

はじめに

- 一 政治学と推論
- 二 政策学の学問的基盤
- 三 トリアージの制度
- 四 特定商取引法の改正
- 五 薬のインターネット販売
おわりに

はじめに

一昨年講読した本の中に、筒井康隆の『創作の極意と掟』（講談社）という本がある。小説の指南本と言いながら、結果として筒井康隆の博識の高さを知らしめた本になっている。「小説の作法は不要」という著者の主張と共に、小

説のメソッドは自分で確立するしかないというメッセージとなっている(筒井二〇一四・八)。小説と社会科学の違いはあれ、方法の確立と共通認識の保有は必要不可欠である。

本稿の目的は、政策学の思考方法について検討することである。公共政策の研究に政治学・行政学がどのような貢献ができるかを考えてみたい。規範論、制度論、アイデア論、言説分析など公共政策の研究には様々な理論的可能性があるが、ここでは主として思考の方法について検討する。ただし、ヘドニック・アプローチなどの分析手法について検討することは目的としていない。思考の面からアプローチする理由は、後述するように、政策学の学問的基盤は必ずしも包括的な理論ではなくてもよく、哲学的基盤と思考方法が確定されればよい、という考えを私がついているからである。

本稿では、政策学の方法に関する三つの主張を行う。第一は「帰納的推論の思考は仮説設定、課題設定に貢献できる」というものである。第二は「行政学は制度や管理の文脈で政策について研究可能である」ということである。第三は「政策学の学問的基盤は包括理論でなくてもよい」ということである。さらに、トリアージ、特定商取引法改正、薬のインターネット販売の三つの政策事例を取り上げ、二つの価値の二律背反構造を条件づける文脈について比較検討し、決定の文脈的理解をより深めるために条件づけを明示化する必要があることを示す。

なお、ここで「理論」とは、「複数の命題を組み合わせた論理的構築を通じて、インプットに対して特定されたアウトプットを導くもの」とする。「公理論」とは、「一般的な命題からより複雑で具体的な命題を導くもの」であり、「モデル」は「複数の命題が成立すると仮定してある事象が起きたらどのような結果になるかを導くもの」と定義づけておきたい(佐藤二〇〇一:二一―二二)。

一 政治学と推論

一 演繹の思考と方法

公共政策の研究の特質は第一に変動要因が大きくコントロールしにくい応用的特質をもつ対象であり、第二に経済学が優位性を持っている領域であり、第三に日本の特質として研究所だけではなく大学、大学院だけではなく学部、政策系学部だけでなく法学部や経済学部でも授業科目が設置された学問領域となっている。ここで第一の主張は「帰納的推論の思考は仮説設定、課題設定に貢献できる」ということであり、ここに経済学と異なる政治学の特徴があるものと考ええる。

演繹法とは特定の理論が現実社会の実態と合致するかどうかを調べることであり、帰納法とは現実社会の実態を計測し、データ化されたものから説明する理論の構築を行うこととする。従来、科学的論証として仮説演繹法の演繹的手法が推奨されてきた。確かにそれは反証可能性など検証の厳正さを考えれば適切な主張であり、その点で議論の余地はない。しかし、演繹法の思考では仮説の前提条件の確かさ・正しさを疑う思考が薄く、基本的に演繹的思考は保守的である。仮説の前提条件は必ずしも正しいものではなく、常にその条件を検討していかなければならない。そこで、推論、とくに帰納的推論が重要となる。⁽¹⁾

社会科学の研究では、事実認定の過程として、仮説を作り、理論を検証し、さらにまた仮説を練り直し理論化し、さらに検証する手順をとる。この手順は仮説づくりと検証作業の繰り返しであり、演繹と帰納の連続である。対抗仮

説を提示し、検証を経て、再度仮説を練り直すという過程をとる。推論のプロセス、とくに一般化のプロセスとしては、対抗仮説の検討によって確実性（蓋然性）の程度を上げ、追試によって理論仮説を補強するプロセスを想定している。

本稿においては、社会科学において積極的に仮説演繹法を蓄積していくことが必要だと考えている。ただし、演繹的思考では政治学の特徴が、学問的にも社会的にもあまり出せないのではないかと考えているのも事実である。反証可能性が科学と非科学の境界性とされているが、それは必ずしも絶対的な判断基準とされていない。演繹法の最大の問題点は、思考が進取の気性に欠け、保守的である点に存在する。演繹法は完全情報を前提とした議論であるが、意思決定を行う際にはかなり不完全な情報の下での決定が一般的であり、理論でも実務でも不完全情報の下での意思決定を想定しなければならない。

かつて、ポパーがいうように論理実証主義をとるのか、クーンのいうようなパラダイム思考か、という議論が盛んに行われた。この答えは、分析の対象によって方法は異なるものと考えてよい。たとえば、データが採れて仮説演繹法が可能な対象と、事例研究を積み上げて仮説を修正していく帰納法が適切な対象がある。また、かつて盛んだったポパー・クーン論争のような二分論的思考は、現在の科学哲学で一般的な議論ではない。本稿でも二つの方法の優劣を論じているわけではない。

社会構成主義アプローチは科学者の観念のプロセスを経て事実を社会的なものと観念する。事実社会的に構成されるものであることは確かであるが、それを強調するとあまりにも経験的・実証的な思考や研究が不可能となる。科学哲学では実在論・非実在論の議論として行われているものであるが、本稿では実在論の立場に立っている。ここで

事実とは広く正しいと受け止められた事実として理解している。これは人々が支持した確実性（蓋然性）が高いかどうかを指している。もちろん、社会構成主義の主張するように事実が社会に構成されることもありうる。⁽²⁾

一 一 一 帰納と推論

しかし、公共政策の研究では一般化が難しく、検証が難しい、という点は他分野以上であり、その理由は公共政策の歴史・時間・空間・文化という条件が同じではない点にある。いわゆる統計学でいわれる「ノイズ」「バイアス」の課題の解決が必要となる。その対処法として第一は「限定された知」を認識することである。研究の限界を理解し、適用される範囲を示すことが重要となる。第二は、理論の検証という演繹の過程でも、理論化という帰納の過程においても、条件間の整合性を推し量る推論という作業が必要となる。一般化が難しく条件がコントロールできない政治学においては、演繹の論証ではなくパースのいう探索の推論が重要となる。⁽³⁾

ただし、帰納法には科学的な論証に欠ける側面があり、帰納的推論には一般化においてバイアスが出る可能性もある。また、ヒュームが指摘したように、帰納主義は斉一性原理、つまり同一条件で同一現象を繰り返すことが前提条件となっている。過去から未来が推定されるように、一定の証拠からシャーロック・ホームズの行動や性格を推定するように、複数の根拠から高い確率で結論が導き出されることがある。逆にいえば、グルーのパラドックスのごとく、帰納法は循環論法に陥る可能性があり、大幅な条件の変動では推定が難しい点も否定できない。⁽⁴⁾

帰納的推論はヒュームがいうように主観的ではないか、という批判もあるかもしれない。演繹的推論にせよ、帰納的推論にせよ、推論という思考は共通して主観的要素をいかに制御するかが課題である。たしかに、ヒュームの斉一

性原理も、グルーのパラドックスも、未解決であるが、現在の科学哲学においては、演繹手法が客観的で、帰納的手法が主観的であるという区分も、適切ではないと認識されている。⁽⁵⁾

また、アブダクションについてどのように評価するか、という疑問もあるだろう。アブダクションには三つの評価がある。第一は演繹、帰納、アブダクションの三つの方法に分類する方法、第二は演繹と帰納の二つに分類し、アブダクションを帰納の二つに分類する方法、第三は演繹と帰納の二つに分類しアブダクションの存在を否定する方法である。アブダクションへの評価は、第一が最も高く、第二、第三の順に低くなる。私自身はアブダクションの創造的な思考の側面を大変興味深いものと考えているが、第二の帰納法の一バージョンとして理解している。⁽⁶⁾

帰納的な推論の側面は、議論の論証構造、仮説の成立条件、隠れた論拠の推論から構成されており、経済学・法学における理論の演繹的検証、形式合理的な基準の適用とは異なる政治学の特性を示している。このような帰納的推論の主観性を制御しながら、推論の作業を経て、何が政策課題かを推定することは政策過程で最も重要である。課題設定はその後の政策過程を大きく規定し、政策の選択肢は実際には二〜三個である。つまり、政治学の特性は制度設計と分析的思考の蓄積にあり、仮説・課題の設定条件の検討や分析を行う際の推論の重要性を示している。そして、この制度的条件を検討するのに政治学の中でも管理的側面に関心をもつ政治学の意義は大きく、行政学のもつ管理的研究の蓄積こそ有効性があるのではないかと考えている。さらに行政学について検討してみよう。

一三三 行政学と組織理論

行政学の研究について強調したが、そもそも行政学に理論と方法があるのか、という疑問は残る。理論の蓄積

のなさが行政学の学問的魅力を低下させている要因の一つである。初期の行政学は他の学問分野から摂取することが多かったが、現在の行政学も経済学、政策科学、経営学、社会学、哲学、倫理学、現象学、生物学など色々な分野の蓄積から学び、学問分野を横断する勇氣、進取の気性が求められている。また、これが最適な理論だ、これが最適な方法だ、という主張を本稿で行うつもりはないが、理論や方法について共通認識を共有しながら、いわば総論的な理論構築に取り組むことが必要ではないか。行政学が対象から理論・方法へとより関心を変えていくことが望ましいと考えている。

第二の主張は「行政学は制度や管理の文脈で政策について研究可能である」というものである。行政学は権力と管理の交錯したところに学問的存在理由があり、公共政策を行政学の中で研究していく意味は管理の脈絡の中で議論するところにある。ただし、日本の行政学においては学説史と理論の未分化が顕著であり、学説と概念の暗記学としての行政学、マニュアルとしての行政学の役割しか果たしていない。行政学における議論の蓄積の薄さであり、分析の道具としての理論的役割の機能も低い。

管理の脈絡で議論することに政治学と異なる行政学の貢献があるが、行政学には理論的基盤が弱く、論理構築の志向が弱い。ただし、その修正は組織理論の導入で補充可能である。その強みは議論が対抗仮説に反論する形で形成され、統合された点にある。

このような思考の方法が明確な組織理論においては、実証研究も多い。たとえば、バーナード・サイモンの組織均衡理論を利益集団の分析に適用した研究者として、政治学のJ・Q・ウィルソンがいる。官僚制ないし政府と利益集団・政党の間に誘因と貢献の均衡状態にあるという議論を政治組織論に適用した(Wilson 1974)。利益集団・政党が

組織成員なのかという疑問はあるが、組織の顧客は組織の成員として考慮するのがバーナード・サイモン理論のポイントであるので、そのエッセンスの理解が了解されていれば、分析は容易である。

また、マーチやオルセンが提唱した「ゴミ箱モデル」を応用したのがキングダンの実証研究である。このゴミ箱モデルは、「選択機会」「参加者」「問題」「解」の四つの流れが属性ではなく、タイミングによって意思決定構造を形成していることを強調したものであり、理論として完成度の高いものである。キングダンの「政策の窓」の研究などがその成果といえる（マーチ・オルセン一九九四、Kingdon 1984）。

バーナード・サイモンの理論は市場の均衡や最適化を組織の均衡や満足化に修正した点にあるが、基本的に方法的個人主義に立つ。この方法的個人主義を組織内部の研究または組織間関係の研究に適用するのでは、ミクロレベルに分析視点が限定されてしまうのではないか、という課題は残る。ただし、実際には個人を組織と仮定し、組織を国家と仮定して、分析レベルを修正することは不可能ではない。

たとえば、組織内部の個人の意思決定をすべて集積しても組織それ自体の意思決定にはならず、組織それ自体の意思の存在は残る、という仮説構成体の議論は存在している。仮説構成体とはもとと心理学の用語であり、一定の概念を仮定して説得的な説明を行うことを意味する。組織の意思決定は組織成員の意思決定の集合体でなく、組織それ自体の意思決定を仮定する。

たしかに、管理、マネジメント、制度の側面に研究対象が限定されるので、政策の規範的側面などが分析できないではないか、分析対象が限定されるのではないか、という疑問はある。マクロの社会経済的な研究には必ずしも適していないという課題も残る。公共政策、とくに社会保障政策はマクロの経済社会要因に左右され、人口構造、家族形

態、制度の経過年数に規定される。これらの精緻な社会経済的分析が行政学や組織理論に可能かという点、その答えはノーである。

二 政策学の学問的基盤

二―一 反照的均衡と背景理論

科学には真理を発見するだけでなく、思考方法を改定・改良して継承する役割がある。政治学においては、経済学のような包括的なメタ理論の提示は難しい。対象が限定され、データが豊富にある環境条件には恵まれていないことが多いからである。政治学における提示は理論、または公理論というよりも、モデルといった方が実態に近い。そこで政治学における政策研究の設計として選択肢は二つある。

第一の選択肢は、経済統計学を道具とした政策分析と過程追跡などを枠組みとした政策過程論とを連結することである。ただし、政策の内容を分析する政策分析を行う者は過程分析を行わないことが多いし、過程分析を試みる者は政策内容を規範的に分析することは少ない。「政治が政策を決定するのではなく政策が政治を決定する」とロウイは政治と政策の関係を条件づけて政策の類型化を試みたが (Lowi 1972)、政策の内容と過程を連結して理論を体系化・一般化することは容易なことではない (秋吉二〇一五:七一九)。

第二の選択肢は、科学哲学、分析哲学、政治哲学など哲学的基盤の上に思考方法を蓄積していく選択肢である。ただし、この選択は学際的な思考が求められ、日本の公共政策の研究では一般的に行われてきたわけではない。日常で

は演繹的な推論ではなく、確率を使った推論、とくに帰納的推論を用いた方法が多用されており、日頃の意思決定方式には適合しているものと考えている。

さて、特定の理論が絶対的に正しいことを証明する方法論は存在しないとして論証方法としての反証可能性を主張したのはK・ポパーであるが（ポパー一九七二・一九九五）、公共政策の研究においても正しさの証明は難しく、反例の提示、つまり仮説不成立の証明を行う。また、議論の反照的均衡、つまりロールズが言う「判断で原理を照らし原理で判断を照らす」（ロールズ二〇一〇・二九、六五―七二）意思決定で確からしさの確率を高めることがある。たしかに、反照的均衡は対立する選択肢からどれを選択するかについて無力ではないか、対抗仮説間の選択で役に立たないのではないか、という疑問はある。反照的均衡はダニエルズによって「道徳的正当化の調和主義的説明の基礎」として用いられるが、調和だけで決定が行われるわけではない。熟慮された判断が原理を洗練化することは「穏健な基礎づけ主義」として支持されており、具体例への適用により基準が修正されることで相対的に信頼性の高い仮説を選択することは可能である（Daniels 1996：二四五―二六三）。

近年はこの反照的均衡を広義に解釈して、道徳判断や道徳原理に加えて背景理論を加味した広義の反照的均衡の考え方が登場している。背景理論とは道徳原理を選択する理論装置を支えている理論が背景に存在すると考えるものであり、ロールズの二つの正義原理の制約条件を正当化・根拠づけるものとされている。ダニエルズは社会の一般理論、社会道徳の理論、道徳発達の理論、人格の理論、手続的正義論についての背景理論をあげ、ロールズの反照的均衡の方法論的精緻化をめざすべく、公衆衛生の分野での研究を積み重ねている（Daniels 1979a：1979b、1980：1996、ダニエルズほか二〇〇八・一八―二八）。

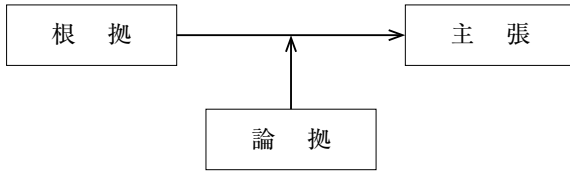
この背景理論を用いることで、第一に価値判断の対立を構造的に把握でき、価値対立の調整がより可能となり、第二に議論の根拠・論拠を明示化できる。ただし、この広義の反照的均衡には課題も多く、直観主義や主観性をいかに排除していくか、背景理論をいかに独立させて特定化・安定化させるか、という点を議論として詰めていかなければならない(伊勢田二〇〇四・二八四―二八七、伊勢田二〇〇六・二九―五三、伊藤幹夫二〇一―一〇七―一三五)。

二―二 文脈主義の意義と限界

近年はこの背景理論もそうであるが、文脈・脈絡を重視する思考が科学哲学では有益なものとして議論されている。いわゆる文脈主義と呼ばれるものであるが、そこにおいては文脈による妥当性の判断を行うことが重視されている。

第一は議論の根拠や論拠を明示化し、議論の対抗仮説を提示する論理構築の思考がそれである。たとえば、トゥールミンの『議論の技法』によると、議論は「主張」「根拠」「論拠」の三つから構成される。「主張」とは「自分とは異なる選好意見に発せられる反論」であり、「根拠」とは「主張を導き出す経験的事実やデータ」であり、「論拠」とは「主張と根拠を結合させる暗黙の仮定」である。議論には主張・根拠・論拠の論証、事実に基づく主張、論拠ある主張が必要であり、「裏づけ」「限定語」「反証」の三つが重要となる。つまり、議論をする際に論拠についてはそれを支持する裏付けを明記し、論拠の確かさの程度を示す限定語をつけ、論拠の効力に関する保留条件としての反証を提示することが重要である(トゥールミン二〇一一、福澤二〇一二、松田二〇一二、武智二〇一三・二〇一四a)。

図表1 議論の構図



「トールミンは、議論が主張・根拠・論拠から構成され、主張の根拠ある説明を行うべきことを強調している。単純であるがゆえにその汎用性は高く、形而上学的な確からしさとしては有益な検証法である。また理屈・理由としての「論拠」、データ・事実としての「根拠」を見つけ出すことは、政策決定において最も重要であり、実践的意義も大きい。

第二は要求される確実さによって基準を上げ下げし、それに見合った証拠が得られれば妥当な結論とみなす方法や、複数の基準を適合しながら確実さの範囲を狭くしていく意思決定もある。演繹法の徹底は科学的検証の厳密さを高め、合理的・論理的思考を深める点で有益であり、科学的研究の前提として議論の余地はない。しかし一方で、基準の単純適用を行うリスクも生じ、歴史・文化・制度などの文脈を軽視して形式合理性を生み出すことになりかねない。意思決定は一般的に単一的な基準を演繹的に適用することではなく、複数の基準を適用して妥当な「正解」の領域を狭めていく作業である（伊勢田二〇〇四：一三一―一五、伊勢田二〇〇六：二九―五三）。

この意思決定方式は、J・S・ミルのいう「剰余法」の積み重ねといってもよいかもしれない。ここで基準を適用する際に重要なのが「文脈」を理解することであり、妥当性の有無を推定する思考である。政治学においては、前述したマーチらのゴミ箱モデルや近年のポリットなどの文脈を重視した研究などが代表的な研究である（マーチ・オルセン一九九四、Pollitt 2014）。

ここで文脈主義は科学的説明の力や科学的中立性を薄めるのではないか、という論点は重要である。科学的実験は文脈の価値を切り離して行うのが一般的だからである。他方で、科学を文脈的価値から切り離して考えることはできないというのが全体論や社会構成主義の考えである。たしかに、社会科学は歴史・文化・制度などの脈絡を無視して説明はできないし、この文脈的価値を認めると全体論や社会構成主義のように科学には客観性は存在しないという主張になりかねない。

しかし、本稿では方法的個人主義の立場に立ち、二分論的理解は行わない。この科学性・客観性の確度・精度を上げるためにも、脈絡理解は必要であると考えている。文脈主義は実証性・科学性・合理性を前提としている点で社会構成主義とは異なる。どのような主張も脈絡から価値中立的ではないという認識をもつことは重要であると考えている。ただし、文脈をあまりにも強調すると、主義主義・主知主義のように個人の意思や理性によって社会を変えていくこうとする考え方を抑制してしまう。すべて外的要因、環境要因に規定されるがごとく説明も、バランスに欠けている。以上、決定の文脈について説明してきたが、次に政策基準としての規範理論を説明しておく。

二―三 基準としての規範理論

ここでは、公共政策の規範理論として、功利主義、義務論、自由主義、平等主義、公共の福祉を取り上げる。⁽⁷⁾

功利主義とは公共功利が最大化する状態を善とする考え方である。功利を幸福として考えるベンサムのように「最大多数の最大幸福」をめざす快樂主義的功利主義の考え方や、価値の最大化と不利益の最小化の均衡をめざす多元的功利主義の考え方がある。また、「功利・効用の原理は個人道徳に求められるべき」とする行為功利主義や「功利・

効用の原理は個々の行為ではなくルール（規則）に適用すべきもの」とする規則功利主義に区分できる。具体的判断と行為が、道徳規則を媒介するか、功利の原理に直接的な適用を受けるか、の違いである。この功利主義と対照的な考え方は義務論であり、その義務論はカントに代表される。自省・禁欲・内省的な判断によって一定の原理・ルールを忠実に遵守することが道徳的に義務づけられているという考えである（ピーチャム・チルドレス一九九七：二七―七八）。

自由主義とは、公正な手続きや自由な選択を重視する考え方であり、自己決定を重視する自律尊重主義などが一例である。また、サービスの配分を市場に委ねる自由至上主義の考えもこれに含まれる。性別、人種、宗教、社会的地位などの平等な取り扱いを求めることが医療サービスにおいて一般的であるが、それらの配分の基準と方法は自由な市場に委ねられることもある。臓器移植の問題で先進諸国では臓器の売買が禁止されるが、発展途上国の臓器市場から臓器を購入する先進国の富裕層が存在することも事実である。高度治療のような高額医療サービスにおいて、低所得者が高額医療を敬遠するため、高所得者が有利にサービスの購入を行うこともある。ただし、多くの公衆衛生の場合同様は自律尊重の優先度は低く、無危害原理や仁恵原理の役割は大きく、正義の要求が自律尊重よりも上回ることもある（ピーチャム・チルドレス一九九七：一三二）。

平等主義とは、アクセスの平等、需要・必要性（ニーズ）の充足、医療資源の平等な配分に求められる。一定の条件を前提に利益を供与されたり、逆に特定の特性を理由に医療の提供を拒否されたり、遅い優先順位にされたりする不利益の供与は、平等主義の考えに反している。いわゆる「公正機会の原則」(fair opportunity rule)がその原則である。医療資源の配分がくじで決まったり、社会的地位で配分度合いが決まることは、医療機会の平等性に反している（ピー

チャム・チルドレス一九九七・三三三―三三八。

さらに公共の福祉とは自由な決定に対する介入を意味し、合理的根拠があれば自己決定・自己選択を制約することが認められている。つまり自由権はすべての人間に尊重されるべき優先的な権利であるが、それがすべての状況で認められているわけではない。自律的決定ができない状況、自己決定を行うための情報が提供されない場合、規制を課して自己決定に制約を加えることが公共の福祉となることがある。

ただし、平等主義に基づいて必要最小限の医療サービスを受ける権利があるにしても、その医療資源が限定されている状況ではどうなるのであろうか。必要最小限の程度とはどのレベルなのであろうか。条件次第でその権利を剝奪されることはあるのだろうか。医療資源の割当、つまり医療資源の配分での優先順位について、マクロ配分とミクロ配分の両方から見ていくことにしよう。

ダニエルズはマクロ的配分として、(1)社会にどのような種類のヘルスケア・サービスが存在することになるのか、(2)誰がどのような根拠に基づいてヘルスケア・サービスを得るのか、(3)誰がヘルスケア・サービスを提供するのか、(4)いかにしてヘルスケア・サービスの資金負担を配分するのか、(5)いかにしてヘルスケア・サービスに対する権限と統制を配分するのか、の意思決定が重要であると指摘している (Daniels 1980: 八五―八六)。また、ニコラス・レッシャーは高度救命治療 (ICU) において、選抜の基準として支持者の要素、科学の進歩、成功可能性をあげている。また最終的選択では、成功の相対的可能性、平均余命、家族での役割、将来の貢献、過去の功労を基準とする可能性があるとしている (レッシャー一九八八・二九五―三〇二)。公衆衛生の場合、ミクロの配分・割当の効率性基準で重要な点は成功可能性という医療効用である。

後述するトリアージの基準は最大多数の最大幸福という功利の基準を原則とするが、功利の基準は患者個人の医療効用と社会全体の効用に区分することができる。当該患者の治療を行う意味では医療効用の最大化をはかつており、希少資源の効率配分を行う意味では社会効用の最大化を行っている。ここで用いられる具体的な基準としては、ニーズの緊急性や成功の見込みが重要である。一般的に、トリアージでは、対象の傷病者と活用できる医療資源の容量とのバランス、医療の成功可能性という基準に限定して運用が行われている。その理由はそれ以外の基準を適用することが平等主義の原則から見て適切ではなく、複数の基準のウエイトづけも困難だからである。かつて透析や臓器移植ではなくじや先着順（行列）が用いられていたが、それは複雑な基準の考慮で価値の配分が困難であり、偶然や行列の機械的配分が最も公正であると認識されたからである。

また営業の自由、職業選択の自由は憲法第二二条第一項で認められているが、これら自由権の一部制約が社会的に容認されることもある。社会的リスクを個人の責任で分担できない場合、自由な選択を制約することは社会的に認められる。介入の合理的根拠がある場合、リスクを社会的に分担するため規制を加えることは社会通念として認められている。

三 トリアージの制度

三―一 トリアージの方法

大震災などの災害で住民に多くの死傷者が出たにもかかわらず、医師・医療機関・医療器具・薬などの医療関連資

源が限られている際には、トリアージ (Triage) という手法が採用されることがある。トリアージは、治療 (Treatment)、搬送 (Transport) と共に災害現場で最も重要な三つの T であり、救急医療や災害医療において関係者の間で共通認識とすべき必要不可欠な方法である。つまりトリアージとは、最善の結果を得るために対象者の優先度を決定して選別することを意味する。

このトリアージの判定基準には、総傷病者数、医療機関の治療許容量 (能力)、運搬能力、傷病者の重症度、現場での応急処置能力、治療に要するまでの時間などが考慮され、この「最大多数の最大幸福」を基準にした処置方法は大震災や戦争などの緊急事態で採用されている。しかしながら、「人の命は平等であり、皆同じように対応すべきである」という主張がされることはしばしばある。この平等な取り扱いを強調する主張に対して、どのような反論をすればよいのか。

トリアージとはフランス語の trier (to sort out: 選び出す、選り分ける) を語源とし、フランスの繊維商人が羊毛の品質レベルをいくつつかのクラスに仕分ける際に用いられた言葉である。この言葉を医学の世界に導入したのはナポレオンの軍医であった Baron D.J. Larrey であり、戦場における傷病者を選抜する際にトリアージという言葉が用いられるようになった。そのトリアージの目的は戦傷者から再度戦闘に参加可能な軽症者を選別することであった (東京都福祉保健局二〇一三・二六)。

災害時には多数の医療従事者が作業を行っており、トリアージの結果を誰が見ても容易に理解でき、次の行動で判断できるようトリアージタグを表示する。日本においては、以下のように四つの分類を行い、優先順位を決めて治療を行っている。

図表2 トリアージのプロトコール

優先度	分類	色別	疾病状況	診断
第一順位	緊急治療	赤	生命、四肢の危機的状態で直ちに処置の必要なもの	気道閉塞または呼吸困難、重症熱傷、心外傷、大出血または止血困難、開放性胸部外傷、ショック
第二順位	準緊急治療	黄	2～3時間処置を遅らせても悪化しない程度のもの	熱傷、多発または大骨折、脊髄損傷、合併症のない頭部外傷
第三順位	軽症	緑	軽度外傷、通院加療が可能程度のもの	小骨折、外傷、小範囲熱傷（体表面積の10%以内）で気道熱傷を含まないもの 精神症状を呈するもの
第四順位	死亡	黒	生命徴候のないもの	死亡または明らかに生存の可能性のないもの

出典：山本（1996：6）

第一順位、つまり最優先順位は「赤、カテゴリーI（最優先治療群）」であり、それは生命に関わる重篤な状態で一刻も早い処置をすべき者である。第二順位は「黄、カテゴリーII（待機的治療群）」であり、赤ほどではないが、早期に処置をすべきものである。一般的に、今すぐ生命に関わる重篤な状態ではないが、処置が必要であり、場合によって赤に変化する可能性がある者をさす。第三順位は「緑、カテゴリーIII（保留群）」であり、今すぐの処置や搬送の必要ない者であり、これには完全に治療が不要な者も含む。第四順位は「黒、カテゴリー0（死亡群）」であり、死亡または生命徴候がなく救命の見込みがない者をさしている。

つまりトリアージは、軽症者を除外し、死亡者を確認し、治療を必要とする者の中から重症患者と中等症患者を区別することであるが、このトリアージを実施する場所は主として、①災害発生現場、②救護所、③医療機関、の三つである。トリアージは一度だけ行うのではなく、傷病者の状況に応じて何度も行い、トリアージタッグにはトリアージ実施者の氏名を記載する。

災害発生現場で行われるトリアージでは、災害派遣医療チームや救急隊によって、現場から救護所への搬出の順位を決定する。スタッフに比べて傷病者の数が著しく多い時には、「歩行」「呼吸」「循環」「意識」の評価のみで短時間に行えるSTARRTトリアージ（Simple triage and Rapid Treatment）が有用とされている。搬出する被災者

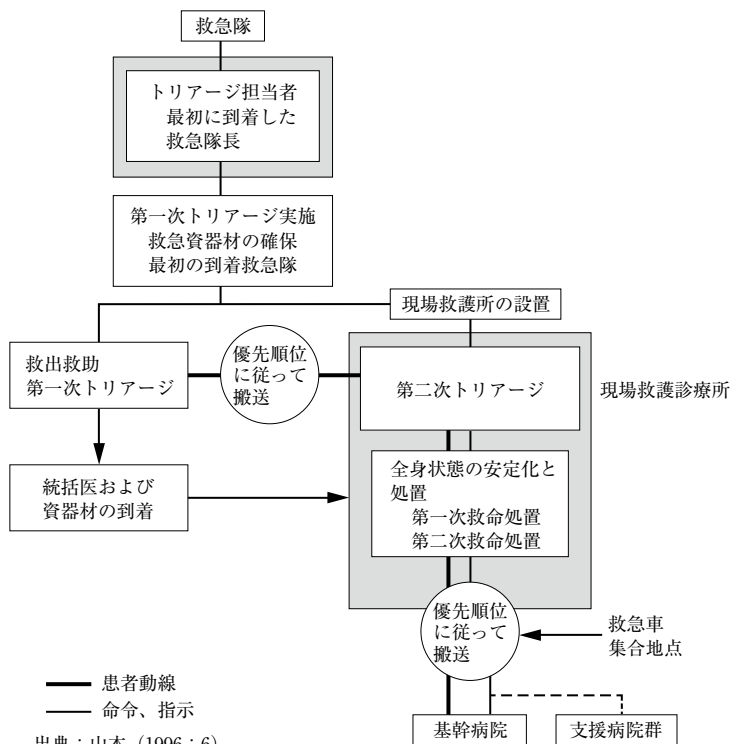
が少なく救護所の準備ができていない場合には、その場で医療機関への救急搬送の順位を決めることもある。

救護所のトリアージでは、生理学的指標や解剖学的に見た損傷評価を加味した対応が要求される。トリアージは、医療救護班の到着前は救急救命士などによって実施され、医療救護班の到着後は医師の責任の下に看護師や救急救命士の協力を得て行われる。救護所におけるトリアージの目的は、医療機関への搬送の順位を決めることである。トリアージを行う者は現場で最も経験豊富で知識と判断力・指導力を有する人であることが求められる。

医療機関のトリアージは、手術などの治療を受ける順番を決めるために医師が行う。トリアージを行う医師は、医療機関の医師や看護師のスタッフ数、使用できる手術室の数、救急処置室の数、入院可能な病床数などの医療情報を事前に熟知しておく必要がある。医療機関自体に被害が出ている場合、電気・水道等のライフラインに甚大な障害が生じている場合、治療できる医師がいない場合、傷病者数が多すぎて対応できない場合には、被災者へ必要な治療が困難となる。その場合は被災地以外の医療機関へ転院の順番を決める必要がある。

これらの場所でのトリアージカテゴリーは共に、傷病者の傷病の緊急度や重症度に応じて行われる。気道を確保しても呼吸がない場合は黒（死亡）のタグを付け、医療資源が極端に不足している時には、その優先順位は専門家としての倫理観に依存して付けられる。トリアージにおいてはしばしばスコア化が主張されるが、優先順位を決める際に、患者の被害状況、医療資源の状況、被災者特性（子ども、女性、高齢者、病人、障がい者）などの配慮事項が多く（山本一九九六：七七八）、マニュアル化しにくいがゆえに、専門家としての裁量的正義が必要である。その方法はまさに行為功利主義そのものである。

図表3 災害現場におけるトリアージフローチャート



出典：山本 (1996: 6)

三二 トリアージの課題

災害発生現場、救護所、医療機関においてこのようなトリアージの方法が採られているわけであるが、実施者や責任の問題については、課題も残っている。

第一にトリアージの実施者は誰かという問題である。考え方は三つある。第一の「搬送順位選択説」では、医師が専門を發揮できる部門で働くことが医療資源の合理的活用であり、トリアージは医師以外にも許容されるのが現実的であると考える。トリアージは救急救命士、救急隊、看護師の搬送順位選択の過程であり、医療行為ではないと定義される。第二の「拠点病院体制確立説」においては、原則医師がトリアージを実施し、現実の災

害現場で実践体制を構築すべきと考える。この考え方では、拠点病院にトリアージ責任者としての医師を配置し、そのトリアージ責任者を中心として日頃から救急救命士・看護師を補助者として教育訓練し、指示連絡体制の下にトリアージを実施する。医師法第一七条においては、「医師でなければ、医業をなしてはならない」と規定しているが、この問題を医師にトリアージ責任を集中させることで回避する。第三の「形式説」はトリアージを診療行為と見なし、医師のみが行えるものと形式的に考える。災害発生現場や救護所で緊急的にトリアージを実施しなければならぬ場合は「緊急避難行為」として解釈される（東京都福祉保健局二〇一三・四六―四七）。

第二に民事上・刑事上の責任を問われる点である。医療過誤、つまり医師の注意義務の過失、過失と結果との因果関係が争点となる。とくにトリアージの判断ミスについて、注意義務の内容と程度が問われ、医師の判断ミスと死亡・障害との因果関係が判断の中心となる。医療訴訟においては、因果関係の立証では「過失の推定」が行われることもあるが、延命利益は相当程度の確率（八〇～九〇％）で因果関係が立証される必要がある。治療機会の喪失など医師の誤診による不作為と死亡・障害との因果関係について、医師の過失の民事責任が問われても、医師の賠償責任を判断することは難しいのが実態である（石川二〇〇〇…二八八―三二九、橋本二〇〇〇…一八〇―二五六）。

第三に、トリアージには一〇～三〇％の誤りが生じる可能性があり、判断を統一することは難しい。これは法的責任のみならず社会効率にも問題が及ぶ。つまり、トリアージが希少資源の効率配分を行う意図で実施されながらも、医療関係者の判断ミスで資源配分上の非効率が生じる可能性がある。トリアージによる希少資源の効率配分という社会效用から判断ミスによる社会非効率を差し引いたものが実質的な效用である。判断ミスが生じないための教育訓練、そのチェックを行うための制度設計が急務である。もしそれが不可能で判断ミスの社会非効率を社会効率を上回れば、

トリアージによる社会効率化の根拠とはならない（永井二〇一一・八五）。

第四として、そもそもトリアージがジュネーブ条約、赤十字国際条約で禁止されている「差別的治療」に当たる可能性もある。違法行為の可能性は赤十字国際条約第十二条「保護及び看護」の二項において、「それらの者をその権力内に有する紛争当事国は、それらの者を性別、人種、国籍、宗教、政治的意見又はその他類似の基準による差別をしないで人道的に待遇し、且つ、看護しなければならない。それらの者の生命又は身体に対する暴行は、嚴重に禁止する。特に、それらの者は、殺害し、みな殺しにし、拷問に付し、又は生物学的実験に供してはならない。それらの者は、治療及び看護をしないで故意に遺棄してはならず、また、伝染又は感染の危険にさらしてはならない」とされている点にある。ただし、第十二条三項では「治療の順序における優先権は、緊急な医療上の理由がある場合に限り、認められる」としており、トリアージを「緊急な医療上の理由」と解せば、ジュネーブ条約違反とはならない。

三―三 トリアージの文脈

トリアージに賛成の立場からすると、大震災などの緊急時においてトリアージは必要不可欠な対応であるという主張となる。この主張の根拠となるのは、配分される医療資源が希少であり、しかも緊急な対応が求められるからである。すべての人へ平等に医療サービスを配給することは実質不可能であるため、配給されるべき人と、優先されるべき人を選別しなければならない。医療の割当に熟慮している時間的余裕はなく、即応が求められる。これは社会効率の規範を論拠とした主張となり、その背景にあるのは功利主義である。つまり希少性と緊急性が重要な配慮事項となる。

これに対してトリアージに反対の立場としては、トリアージは民主主義社会の医療として適切ではないという主張がある。健康機会の平等を保障する必要があるにもかかわらず、トリアージは健康格差を助長することになりかねない。この主張の根拠としては、国民の医療を受ける権利、医療の平等性にある。その隠れた論拠としては公正機会の原則、平等主義の規範理論が存在している。ロールズによる公正機会の平等の議論に反してトリアージを実施するにしても、日常的に医療資源の確保に努めておくこと、トリアージにおける判断ミスの最小化の対策が最低限必要となる。

また医療資源の優先的配分という社会効率だけでなく、個人の医療効率を高めるための成功可能性という基準も重視する。社会と個人の二つのレベルの功利が根拠となってトリアージが正当化されている。緊急時に平等主義に基づいて対応するならば、救える命も救えない非効率の資源配分となりかねないからである。価値の最大化と不利益の最小化の均衡をめざす多元的功利主義の考え方から見ると、可能な命を救済する価値の最大化と救える可能性の低い命の優先を高くする不利益の最小化を実現することでもある。トリアージが明らかにしているのは、そもそも医療サービスが権利の配分ではないということであり、現場での決定であるがゆえに、そこには政治的決定の余地は少ない。以上、トリアージをめぐる規範、方法、課題、倫理について論じてきた。トリアージをめぐる状況と決定は、配分の効率と公正の二律背反関係を考える上で大変興味深い対象であり、示唆することは多い。医療資源の配分において、平等・公正よりも効率を優先しなければならない理由は、その資源の希少性と緊急性にある。この希少性と緊急性が二つの価値の二律背反を構造づけている条件である。たしかにトリアージは緊急時の対応であるから、行政の活動としては極端な例外事項ともいえる。しかしながら、希少資源の配分をめぐる効率と公正を調和的に解決しなければ

ならない点において、トリアージは保育・介護・住宅などの割当問題と同様に行政活動の本質を示す事例であり、これを研究する意義は大きいものと考ええる。

四 特定商取引法の改正

四―一 特定商取引法とそのルール

特定商取引法は、訪問販売や通信販売などにおいて事業者が守るべきルールと、クーリング・オフ等について消費者を守るルールを定め、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることが目的である。⁽⁸⁾

特定商取引法の対象となる取引類型としては、事業者が一般消費者の自宅等へ訪問して、商品、権利の販売または役務（サービス）の提供を行う取引、キャッチセールス、アポイントメントセールス等の「訪問販売」、新聞、雑誌、インターネット等で広告し、郵便、電話等の通信手段により申込みを受ける取引である「通信販売」（インターネット・オークションを含み、「電話勧誘販売」に該当するものを除く）、電話で勧誘し、申込みを受ける取引である「電話勧誘販売」、個人を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘させるという形で、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品・役務（サービス）の取引である「連鎖販売取引」、長期・継続的な役務の提供と、これに対する高額の対価を約する取引（エステティックサロン、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介サービス、パソコン教室の六つの役務）である「特定継続的役務提供」、仕事を提供するので収入が得られるという口実で消費者を誘引し、仕事に必要であるとして、商品等をもって金銭負担を負わせる取引である「業務提供誘引販売取引」、事業者が一般消費者の自宅等へ訪問して、物品

の購入を行う取引である「訪問購入」を対象としている。

特定商取引法におけるルールは、行政規制と民事ルールの二つがある。行政規制においては、氏名等の明示を義務づけ、不当な勧誘行為を禁止し、広告規制を行い、書面交付を義務づけている。これらに対する違反行為は業務改善の指示や業務停止命令の行政処分、または罰則の対象となる。民事ルールにおいては、クーリング・オフ、意思表示の取消し、損害賠償等の額の制限などのルールを定めることで、消費者と事業者とのトラブルを防止し、消費者の救済を容易にすることをめざしている。

これらの背景には消費者を保護することが重要な公益とされ、消費者の安全・安心を確保することが個人消費の拡大につながるとの認識がある。また経済発展には消費者保護が必要であり、消費者保護が健全な経済発展を促進するという考えは重要である。近年は、業者による自宅訪問で貴金属などを強引に買い取る「押し買い」、インターネットなど販売手法の変化、判断力が低下した高齢者の購入などの新たな課題も浮上しており、その対応が求められている。

かつて訪問販売法によって訪問販売、通信販売、連鎖販売取引を規制対象としていたが、昭和六三年改正により、商品の取引に加えて、役員や会員権等の取引を規制の対象として追加した。さらに平成八年改正では電話勧誘販売を規制対象とし、平成一一年改正ではエステ・語学教室等の特定継続的役務提供を法規制対象とした。特定商取引法の制定後は平成一二年改正でインターネット広告を規制対象に加え、業務提供誘引販売取引を規制対象とした。

さらに、平成一六年改正では行政規制の強化と民事ルールの整備を行い、平成二〇年改正では指定商品・指定役務の撤廃が行われ、原則すべての商品・役員が規制対象となった。訪問販売に対しては再勧誘の禁止や過量販売の規

制が行われ、通信販売には返品規制、通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引では電子メール広告のオプトイン規制も実施された。しかも消費者個人だけでなく、適格消費者団体にも差し止め請求訴訟が認められた。適格消費者団体とは消費者契約法第二条第四項に基づき、消費者全体の利益擁護のために差し止め請求権を適切に行使することができる適格性を備えた消費者団体として、内閣総理大臣の認定を受けたものである。適格消費者団体による差し止め請求訴訟が認められたことは、原告適格の拡大を意味し、消費者利益を保護拡大する志向が強まっていることを示している。

さらに平成二四年改正においては、訪問購入において、書面交付義務、不実告知・威迫困惑等の禁止、八日間のクーリング・オフ、物品の引き渡し拒絶、不招請勧誘の禁止などが規制として盛り込まれた。消費者庁と経済産業省では「特商法関連被害の実態把握等に係る検討会」で二〇一四年八月に報告書を公表し、総理大臣の諮問を受けて内閣府消費者委員会特定商取引法専門調査会が二〇一五年三月七日から八月二十五日まで計一一回開催され、「中間整理」が提出された。その後、十月に審議を再開し、七回の会議を開催して十二月に報告書の取りまとめが行われた。

四―二 特定商取引法をめぐる利益

消費者庁設置後は内閣府に消費者委員会、そしてその下に置かれた専門調査会で特定商取引法の改正が審議されており、事務局は内閣府が担当し、消費者庁はもちろんのこと、経済産業省も出先機関である地方経済産業局で消費者相談や業者への監督・行政処分を行う立場から議論に加わっている。消費者委員会の専門調査会においては、消費者保護の観点から全国消費者団体連合会などの消費者団体や日弁連・地方弁護士会が規制強化を主張し、規制強化反対

の立場からの業界、とくに日本訪問販売協会、日本通信販売協会、経団連、商工会議所が各利益を求めて主張を繰り返すことになる。また消費者保護を担当する都道府県からも意見書が提出される。そこで行われる議論の論点は極めて専門的かつ多様であるが、単純に言えば「営業の自由」と「消費者保護」という公共利益との均衡である。営業の自由と消費者の主体的判断の比較考量が主たる論点となる⁽⁹⁾。

「営業の自由」という古典的自由規範を重視する立場からすれば、「規制が営業の自由を阻害している」「消費者教育で十分ではないか」「購入を判断できない高齢者をサポートすることが重要ではないか」という主張になる。事前の参入規制などで自主規制コストが価格に上乘せされるので消費者利益につながらないことが繰り返し主張され、消費者の自主的・合理的選択機会を保証し、自己決定権への配慮が必要であると述べられる。通信販売協会や訪問販売協会の内部自己規制の実績が示され、行政規則や民事ルールの提示ではない団体の自己解決方法を強調することが多い。

これに対して、「消費者保護」という新しい公益規範を重視する立場からすると、「平穏な生活を営む権利(自由)を消費者に与えてほしい」「消費者のプライバシーを保護してほしい」という要望に応えることが必要であると主張される。電話やインターネットを通じたトラブルは増加傾向にあり、訪問購入に関する相談件数は低下傾向にあるが、電話やパンフレットで高齢者を勧誘し未公開株や社債などを高額で買わせる「買え買え詐欺」や業者が高齢者宅を訪れて貴金属を安値で無理やり買い取る「押し買い」は依然として存在し、高齢者トラブルはむしろ増加する傾向にある。

特定商取引法改正をめぐる議論は営業の自由と消費者保護という公共の福祉との価値対立であるが、それぞれの主張では相談件数、市場規模、改善取り組みなどのデータや事実を提示し、そのデータに基づいて主張の論拠・論理を構成し、選択肢の正当化根拠を示すのが一般的である。法改正の歴史的経緯をみると、規制強化への傾向は継続している。ただし、それはゼロサム⁽¹⁰⁾の決着構図ではなく、利害対立する審議会政治において妥協の結実点を模索する過程であった。漸变的な合意形成政治といってもよい。その特徴は以下の内容と過程の二点にまとめられる。

第一は内容についてであり、各団体が主張と根拠を示す中で規制の範囲と程度が確定し、漸变的に規制が強化されている点である。平成二四年改正において訪問購入の規制が強化されたが、その規制の範囲と程度は限定的なものであった。消費者を押し買いから保護することが目的であるのに、他省庁や業界に譲歩し、消費者の自宅にある金目の物の多くが規制対象外であった。消費者相談の多い「中古自動車」の販売は規制対象外であるのに対して、出張買い取りの実績の多い「バイクや自転車（二輪）」は規制対象となっている。

また、「消費者の利益を損なう恐れのないもの」「流通に大きな支障が出るもの」を規制対象外としているが、その基準が適切ではない。「消費者自ら自宅での契約締結等を請求した場合」「いわゆる御用聞き取引の場合」「いわゆる常連取引の場合」「転居に伴う売却の場合」は法令の適用外となるとしているが、「押し買い」との違い、線引きが難しいと消費者団体から指摘されていた。

これに対して、平成二七年度の法改正に向けて消費者委員会特定商取引法専門調査会において、訪問購入の規制適

用除外となっていた自動車、本・CD・DVD・ゲームソフト、家具、有価証券、家電についても規制対象として加えるべき旨が弁護士や消費者代表から主張された。平成二〇年改正で商品と役務は政令指定制が廃止されたが、指定権利制が残っていたため、指定権利制の廃止も主張され、不招請勧誘規制の導入も一部委員から主張されていたが、特定商取引法専門調査会においては、指定権利制の見直しをすることで合意が得られた。法改正では、訪問販売に於いて電話勧誘販売においても過剰な量の売買契約（過量販売）について消費者側に解除権が認められた。

第二は複数案の提示と、合意可能性高いマイルドな案への収斂という過程をとることが多い点である。たとえば消費者委員会特定商取引法専門調査会において、飛び込み勧誘に対する規制については、一方において事業者側は飛び込み加入で新規客が獲得できる商慣習であると主張し、他方において消費者側は電話勧誘は約一〇万件、訪問販売は約九万件の相談実績があり、飛び込み勧誘に関する苦情・相談は多く、高齢者の不本意な契約実態もあると主張している。

規制強化の選択肢としては、「罰則強化」「行為規則の拡充」「事前の参入規制」の三つが検討された。この三つの中でも二番目の行為規則の拡充が消費者庁から提示されたが、消費者委員会特定商取引法専門調査会では合意形成が困難を極めた。二番目の「行為規則の拡充」は「事前の参入規制」に比べると相対的にマイルドな規制であるが、それでも関係団体の反発は強かったのである。

「罰則の強化」のメリットとしては健全な事業者への追加負担が生じないことがあげられ、デメリットとしては規則違反の認定が困難であること（訪問勧誘や電話勧誘の密室性、高齢者被害のため）、消費者の契約締結拒絶の意思表示が必要であること、消費者の平穏やプライバシーの保護が不可能であること、があげられている。「行為規則の拡充」

は勧誘拒否の意思を事前に登録する制度、たとえば訪問拒否のステッカーの貼り付けなどが検討されている。そのメリットとしては生活の平穏やプライバシーを保護できること、契約締結拒絶の意思表示ができない消費者の保護が可能ながあられ、デメリットとしては勧誘行為への規制強化で事業者の営業行為に大きな影響が出ることが想定されている。「事前の参入規制」は事業者の事業遂行を免許・認可・許可・登録・届出などで事前規制しようとするものである。そのメリットとしては事業者の活動を幅広く適正化できること、デメリットとしては事業者の手続き上のコストがかかること、制度運営に行政コストがかかること、消費者の契約締結拒絶の意思表示が必要なこと、消費者の平穏やプライバシーの保護が不可能ながあられしている。

結局、訪問販売および電話勧誘販売に関して、規制強化・解釈見直しの必要性については特定商取引法専門調査会で合意が得られず、法執行の強化や自主規制の強化を行う点で意見の一致を見た。最終的に法改正では、悪質事業者に対する罰則強化を行い、『中間報告』で想定していた「行為規則の拡充」「参入規制の強化」は採用されなかった。指定権利制の見直しや電話勧誘販売における過量販売の解除権が認められた点は消費者側の利益に沿った改正であったが、事業者に対する一律的な規制強化には反発が強く、悪質事業者のみを市場から排除すべきとの事業関係者の意見に沿った形で法改正が行われた。この点は『中間整理』からは大幅に後退した形となった。たとえば、法人または個人に対する行政処分の強化業務停止命令の期間を最長二年に伸張し、違反した個人に三年以下の懲役または三百万円以下の罰金、法人には三億円以下の罰金を科すことになった。不当勧誘した法人への罰金を三百万円以下から一億円以下へ引き上げた。業務停止命令を受けた法人の役員らが別法人で業務を続けることを禁じる「業務禁止命令」を新たに設置した。

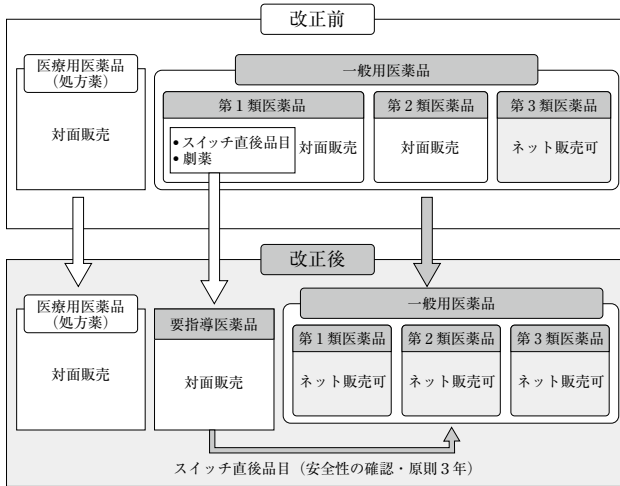
五 薬のインターネット販売

五―一 薬の規制

薬は病気やケガへの適切な処方によって効果を発揮するが、その使用方法や量を誤ると十分な効能が発揮されないばかりでなく副作用が生じることがあり、生命に危害を及ぼす症状さえ生じることもある。つまり、薬は効用と共に大きなリスクが生じるのである。そのため、薬事法は医薬品の安全性、有効性、品質を確保するため医薬品の開発・製造・流通・使用に強い規制を設けている⁽¹⁾。

医薬品には医療用医薬品と一般用医薬品の二種類がある。医療用医薬品は医師が患者に対して診断を行って個々の患者に応じた処方箋を出し、それに基づいて薬剤師が調剤する薬である。この処方薬は強い効力が期待できるが、副作用が生じるリスクもあるため薬局でしか販売できない。一般医薬品は様々な人が用いることができるように調剤されており、医療用医薬品に比べて効力を低めて安全性を高めるよう調剤している薬であり、一般薬・大衆薬と呼ばれる。それは三つの種類に分類される。第1類医薬品は一部の胃薬・毛髪用薬などに副作用のリスクがあり、販売する際には薬剤師が医薬品に対する情報提供を行うことが義務づけられていた。第2類医薬品は風邪薬・胃腸薬・鎮痛剤など副作用などのリスクがあるものであり、薬剤師または登録販売者が情報提供することが努力義務とされてきた。第3類医薬品は第1類・第2類以外の医薬品であり、ビタミン剤や整腸薬などがそれに該当する。薬剤師または登録販売者による販売が行われ、コンビニエンスストアやインターネットでも販売されてきた。一般用医薬品について第

図表4 平成26年6月12日以降の販売方法



出典： <http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201405/1.html> (閲覧日2015年8月16日)

3類以外はインターネットでの販売は認められていなかったが、二〇一三年一二月に薬事法が改正され、二〇一四年六月一日から新しい販売ルールが適用された。

新しい販売ルールでは、医療用医薬品はこれまで通り処方箋に基づく対面販売に限定され、一般用医薬品の「スイッチ直後品目」（医療用医薬品から移行したがまだ一般用医薬品としての使用実績が少ないために一般用医薬品としてのリスクが確定していない医薬品や医療用としての使用経験が少ない医薬品）や「劇薬」を要指導医薬品として対面販売に販売を限定し、それ以外の第1類・第2類・第3類の一般用医薬品を一定の条件の下、インターネットや電話で販売できるようにした。要指導医薬品を対面販売に限定した理由は、それが人体に対する作用が著しく重篤な副作用を生じるリスクがあるためであり、原則三年の安全性調査の後に安全性が確保されれば一般用医薬品に移行することとなった。インターネット販売を行うことができるのは、実際に店舗を有する薬局や店舗販売業の許可をもった販売業者に限定された。具体的には、「薬事法によ

り薬局または店舗販売業の許可を受けている実店舗を持つ薬局・薬店であること」「実店舗は週三〇時間以上開店していること」「実店舗は購入者の見やすい場所に店舗名などの標識があること」「購入者が容易に出入りできる構造であることなど薬事法の基準を満たしていること」「薬剤師または登録販売者が常時、配置されていること」「インターネットで販売できる医薬品は、実店舗に貯蔵・陳列している医薬品であること」「インターネットのほかに、対面や電話での相談体制を整備していること」が販売者の条件となっている。販売サイトにおいても、「トップページに店舗の名称を表示すること」「実店舗の写真を掲載すること」「現在勤務中の薬剤師・登録販売者の氏名などを掲載すること」「許可証の内容（開設者名、所在地、所管自治体など）を掲載すること」「営業時間以外を含めた連絡先（電話番号、メールアドレスなど）を掲載すること」などがルール化された。情報提供などについてもルール化された。「実店舗やインターネットにおいて、購入者が情報提供内容を理解した旨を確認すること」「購入者に再質問がない旨を確認すること」「妊娠中など薬の服用に注意が必要な場合を提示・表示すること」「乱用などの恐れのある医薬品は販売個数を制限すること」「使用期限を表示し使用期限切れの医薬品を販売禁止すること」「オークション形式の販売や購入者のレビュー・口コミ・リコメントは禁止すること」が定められた。

五―二 法改正の過程

以上述べてきた二〇一四年六月から実施された販売ルールは、規制緩和を主張する推進派と規制維持を主張する慎重派による政治過程の所産であった。その政治過程における議論の主張、根拠・論拠を概説しておく。

二〇〇六年六月、対面販売と薬剤師による情報提供などを義務づけた改正薬事法が公布された。二〇〇九年二月に

第1類・第2類のインターネット販売を禁止した省令が公布された。これに対してケンコーコムとウエルネットの二社が原告となり二〇〇九年五月東京地裁に提訴し、二〇一〇年三月原告が一審で敗訴した。二〇〇九年六月薬事法改正により離島住民らに対して第2類のインターネット販売を二年間認める経過措置をとり、二〇一一年五月にはさらに経過措置を二年間延長した。二〇一一年七月には安全性の確保を条件にインターネット販売可能な対象を拡大する規制緩和方針を閣議決定した。

二〇一二年四月東京高裁で原告が逆転勝訴し、さらに二〇一三年一月一日最高裁判決が出された。それは第1類・第2類の医薬品を郵便やインターネット等で販売することを厚生労働省令で禁止することは薬事法の委任の範囲と認めず、原告二社にインターネット販売の権利を事実上認めた。これで省令の規定を違法・無効とした東京高裁判決が確定した。ただし、最高裁判決はインターネット販売を規制することが営業の自由を保障する憲法に違反するものではなく、またインターネット販売を容認したのでもなかった。薬事法の裏付けなく省令でインターネット販売の規制を行った措置に対して違法行為であるとの判決を出したのである。しかし、最高裁判決で市販薬のインターネット販売が事実上解禁状態となったため、厚生労働省は「一般医薬品のインターネット販売等の新たなルールに関する検討会」を急遽設置し、販売ルールの検討を行った。

規制改革会議においても二〇一三年二月一五日の第二回会合で、市販薬のインターネット販売が議論されたが、規制緩和推進派と慎重派との意見の隔たりは大きかった。しかし三月八日一般用医薬品のインターネット販売の全面解禁を政府に求める見解をまとめた。半年以内に全面解禁の制度設計を行うよう明記し、国民の選択肢と利便性を広げる利点を強調し、同時に安全性を確保する仕組みも求めた。インターネット販売を推進する立場からすると、一般用

医薬品のインターネット販売を成長戦略と規制改革の「シンボル」にしようとした。

これに対して、自民党では厚生族の議員たちが「医薬品のネット販売に関する議員連盟」（尾辻秀久会長、元厚生労働大臣）を結成し、全面解禁に反対している（『読売新聞』二〇一三年三月九日朝刊）。厚生労働省は一般医薬品のインターネット販売等の新たなルールに関する検討会において、二〇一三年五月三十一日に「これまでの議論の取りまとめ」を提出した。この文書においては一般用医薬品の意義について説明されたのち、具体的な販売ルールについて具体策が示されている（一般用医薬品のインターネット販売等の新たなルールに関する検討会二〇一三）。

六月四日に実施された甘利経済再生相、田村厚生労働相、稲田行政改革相、菅官房長官の協議においては、甘利・稲田が全面解禁を主張したのに対して、田村は二五品目の「例外品目」を除外することを主張し、意見は折り合わなかった（『読売新聞』二〇一三年六月四日朝刊）。結局一部を除きインターネット販売を九九％解禁することが政府方針として決まり、安倍晋三首相が解禁の方針を表明したが、一部を例外として判断を保留し、具体的に厚生労働省の「医薬品の安全で円滑な提供方法を考える有識者会議」で検討されることとなった（『読売新聞』二〇一三年六月六日朝刊）。有識者会議は医学や薬学の専門家を主として構成されていたため、インターネット販売には消極的な議論が相次ぎ、一〇月八日に厚生労働省の有識者会議は二八品目の販売について副作用や健康被害のリスクを理由に慎重な販売を求める結論が提示された（『日経新聞』二〇一三年一〇月八日夕刊、『読売新聞』二〇一三年一〇月九日朝刊）。

これに対して一〇月二四日楽天の三木谷浩史会長兼社長（楽天はケンコーコムの親会社）は反対の申し入れを首相や厚生労働大臣へ行い、一一月六日産業競争力会議民間議員の辞任を発表した。田村厚生労働相、甘利経済再生相、稲田行政改革相、菅官房長官が一一月五日に販売のルールについて合意し、九九・八％を解禁し、一部の安全性評価が

されていない二三品目と劇薬五品目の規制を残す形で薬事法改正案が提出されることになった。

この二つの意見の対立は、営業の自由、利便性・選択性と安全性との相克であり、リスクを行政、業者、消費者の間でどのように分担するのか、という問題である。インターネットでの薬の販売を是とする根拠としては、「経済成長に貢献する」「離島・過疎地に住む者、薬局に行く時間のない者の利便性が拡大する」「水虫薬や妊娠検査薬などで対面で購入がしにくい薬について薬剤師と対面しなくても購入できる」「現行でも対面販売は実質的に機能していない」「対面販売がネット販売よりも安全性が高い根拠はない」「公正な相談窓口など悪徳業者や偽薬品の識別方法・情報提供の方法は可能である」「購入者による相談がある場合は販売者に電話・メールなどによる相談に応じる義務を課せば安全性は確保できる」「薬局や薬剤師の既得権益を打破できる」があげられる。

これに対してインターネットでの薬の販売を否とする根拠としては、「副作用リスクが拡大し、薬害被害が増える可能性がある」「リスクの高い薬の販売としては対面販売が適切である」「ネット販売は匿名性が高く、責任の所在が不明確となる」「薬のネット販売では相談の四割が回答に応じていない」「第1類の市場規模は四〇〇億円、第2類は三二九〇億円、第3類は二六〇〇億円であり、高リスクの第1類をインターネット解禁する経済効果は相対的に大きくない」「薬の規制緩和で経済効果を求めることが適切ではない」「インターネット販売を行う会社は利益が上がるが、多くの調剤薬局では収入減少となる」「リスクを消費者が負うことは不適切である」「インターネットによる購入履歴」という個人情報保護することが難しい」があげられる。

特定商取引法の改正の例が営業の自由を制約して消費者保護を強化することに社会規範が漸变的にシフトした事例であるのに対して、薬のインターネット販売の例は安全性から選択性・利便性へと重きを変えた逆の事例である。後者を大きく決定した文脈は官邸主導の政治決定、最高裁判決という法規範の二つである。

第一の文脈は政治上の制約であり、首相官邸が規制緩和方針の決定を打ち出し、規制緩和を推進する立場の論者たちは規制改革会議を中心に成長戦略のシンボルと位置づけた。閣議方針決定の下でのルール決定は一方において、薬のインターネット販売の問題を大枠で制約づけた。他方において、厚生労働省も懇談会を設置して規制の根拠を明示化し、自民党の尾辻秀久参議院議員など厚生族を動員して政治的支持を調達しようとした。政治構図は二極化しており、政治的な調整が必要であった。特定商取引法改正と同じく合意形成を必要としたが、特定商取引法改正が内閣府の消費者委員会という単一舞台で合意が形成されたのに対して、薬のインターネット販売では規制改革会議と厚生労働省・懇談会が共存対立し、二つの行政機関・二つの利害を官邸が調整する必要があった。

ただし、第1類一般用医薬品の市場規模は約四〇〇億円、第2類の一般用医薬品の市場規模は約六四〇〇億円であったため、厚生労働省が主張した第1類の一部を規制のままに残したとしても経済効果として大きく左右することはない。最終結果は九九・八%をインターネット販売可能にする一方で、厚生労働省がリスクの高い薬を規制の下に置く主張が受け入れられ、痛み分けの形となった。厚生労働省が土俵際で踏みとどまり、政治的な合意形成が形成されたのである。

第二の文脈は法的制約と時間的制約であり、二〇一三年一月の最高裁判決が大きな影響を与えた。これは政策過程の行為者へ規範上の制約を課したのと同時に、最高裁判決でインターネット販売が事実上野放し状態となったため、

急遽ルール化をしなければならないという時間的制約も与えたことになる。最高裁判決は「省令を根拠に規制をかけることは無効」との判決を出したため、インターネット販売が実質解禁状態となっていた。それを改める必要性は関係者の間で共通認識とされていたのである。

そのため、合意形成に無制限の時間をかける余裕はなかった。厚生労働省の懇談会が最低限の販売ルールを具体的に示したのは、政治上の大枠決定と共に、引き延ばしという選択がなかったからに他ならない。この法的制約に伴う時間的制約は各行為者の選択肢を限定し、合意形成に寄与した。この時間的制約に影響された短期的決定は、漸变的な決定である特定商取引法改正とは対照的な文脈として特徴づけることができる。

おわりに

本稿では、「帰納的推論の思考は仮説設定、課題設定に貢献できる」「行政学は制度や管理の脈絡で政策について研究可能である」「政策学の学問的基盤は包括理論でなくともよい」という主張について説明し、その根拠と論拠について検討してきた。事例としてトリアージ、特定商取引法、菓のインターネット販売を取り上げ、二つの規範のトレードオフの関係を条件づける文脈について検討してきた。規制は一方において公共の福祉を実現しリスクを低減する効果を期待できるが、他方において既得権益を保護し、新しい選択を狭める可能性も出てくる。三つの事例は公共・公平と自由との価値対立を解決しなければならない問題対象であり、規制撤廃で社会余剰が増大するという新自由主義のアイデアを条件づける考慮事項の決定が政治そのものである（Wilson 1980：三八四―三九〇）。

このように、この三つの事例は二つの対立した価値基準の相克という問題を解決しなければならない事例という点で共通しているが、トリアージが希少性と緊急性を重視した非政治的決定、特定商取引法が審議会による合意形成、薬のインターネット販売が官邸主導の合意政治という特色をもち、対照的な文脈での決定が行われた事例である。三つの事例の検討から抽出された結論は、二つの対立する価値を調和するメカニズムが、金・人員・時間の資源の希少性や緊急性、諸利益の合意形成、政治指導者のリーダーシップの文脈から構成され、単一の理論で背景理論が構成されることは難しいということである。決定の文脈はもはや包括的な背景理論では説明できず、様々な条件の文脈から理解していかなければならない。このことは規範理論に対する条件づけが重要であることを示している。文脈主義や背景理論にはその文脈の条件を精査することが求められている。

トリアージの例では、効率配分に社会支持が強く政治介入もないため、二つの価値の妥協という決定はないが、特定商取引法の改正や薬のネット販売の事例では、社会支持が分断されているため、特定の主張のみが政策として実現することはない。トリアージの事例は合意形成の必要性がないため、マニュアルに従って現場で専門家により非政治決定が行われる。その行政的決定を条件づけているのが資源の希少性と処理の緊急性である。これに対して他の二つの事例は、社会合意の形成が制度化されるわけであるが、特定商取引法改正は法や時間の制約に条件づけられることは少なく、漸变的決定となり、その決定の舞台も消費者委員会での水平的調整に限定された形で利益が集約されるのに対して、薬のネット販売の事例は法と時間に大きく制約される決定にならざるを得ず、官邸主導の垂直的調整に依存する形で決定が行われた。二つの事例の制度配置の違いは政策の帰結を左右し、制度の重要性を示すものであった(Peters 1999, Lowndes and Roberts 2013)。制度が前提条件としての外生変数によって左右されるだけでなく、制度が

図表5 政策過程の構図

	トリアージ	特定商取引法の改正	菓のネット販売
主張	効率配分 公正機会	営業の自由 消費者保護	選択・営業の自由 安全性の確保
根拠・論拠	功利主義 平等主義	自由主義 公共の福祉	自由主義 公共の福祉
決定の文脈	希少と緊急の特性 現場の非政治決定	審議会の水平的調整 漸变的決定	官邸主導の垂直的調整 法と時間の制約的決定

未知変数としての内生変数として機能し、その決定を特徴づける文脈としても機能したのである (Peters 2014: 101-104)。価値対立が激しくても合意形成の調整が継続して可能な場合は水平的調整が行われるが、価値対立が激しく合意形成の水平的調整が不可能な場合は、センターである官邸の調整の役割が大きくなる。環境の不確実性が低ければ水平的調整の必要性が求められ、環境の不確実性が高ければ高いほど垂直的調整の必要性が高まり、強い政治的リーダーシップが求められる。

もちろんこれらの三つの事例だけで決定の文脈的理解を一般化することは難しい。これからも事例の研究蓄積を積み重ねていくことが望ましい。ただし、これらの三つの研究事例は、資源配分の決定が行政的か政治的か、合意形成が水平的か垂直的か、という点で対照的な事例であり、政策決定の文脈的理解を深める上で重要な事例を提示してくれるものと考えている。本稿の論述を終えるにあたり、最後に二つ指摘しておきたい。

第一が「リサーチ・デザインの呪縛」である。このリサーチ・デザインについては、一方において特定のものに依拠しなければ研究は進まないが、他方で理論や方法に固執しすぎても研究が完成しない、というディレンマというか、呪縛というか、やっかいな側面をもっている。理論や方法に固執しすぎても都合の良い対象は見つからないことが多いので、そのまま研究が進まないか、理論に都合の良い「現実」を創り出す

ことも起こりかねない。実際には理論を微調整して適用することが行われており、その適用・実証での手腕が試されているわけである。

このような研究を進めるにあたっては、議論の反照的均衡、つまり演繹的推論と帰納的推論、論理構築と経験分析の相互作用を行うことが多い。理論や基準を単純に演繹適用してもうまくいかず、頭の中でキャッチボールをするところが一般的である。社会学の谷岡一郎はこれを「セレンディピティ serendipity」、つまり嗅ぎ分ける能力と呼んでいる。必要なデータや情報、有用なデータや情報を短時間で見極めること、そして不要なものは切り捨てる能力がここで求められる（谷岡二〇〇七：一四七）。また、「脱学習 unlearning」、つまり既成概念で凝り固まった頭をほぐし、必要な知識を一度忘れて基本から考え直すことが必要である。哲学者の戸井田道三が「忘れるから構想力が自由をわがものにしてふるまえる」と述べ、鶴見俊輔は原理と現実との「水陸両棲」を推奨している。これらは言いえて妙である。⁽¹²⁾

このリサーチ・デザインの問題は、第二に一般化・標準化はどこまで可能かという問題にも波及する。前述した仮説軌道修正やセレンディピティはリサーチ・デザインを学んだだけではできないのではないか、という疑問は常にある。これらは教科書化されていない領域なので、これは技法（アート）の世界に入るのかもしれない。

また、公共政策の分析の場合、十分条件の提示は難しく、必要条件の検討はより可能である。しかも、因果関係の推論は変数をコントロールできない限り不可能であり、効果を生む原因が特定化できない、という方法論の問題がしばしば起きる。いわゆる説明変数間の多重共線性の問題である。

ここで「まちづくりの推進」をA、「NPOの成熟」をBとすると、A ↓ B、という関係が成立する。「まちづ

くりの推進」Aにとって「NPOの成熟」Bは必要条件であり、「NPOの成熟」Bにとって「まちづくりの推進」Aは十分条件となる。必要条件としての「NPOの成熟」は明示化可能であるが、十分条件としての「まちづくりの推進」を明示化・一般化することは難しい。たとえば、まちづくりの決定要因としては「市長のリーダーシップの程度」「人口規模」「市民の成熟度」「NPO設立の経過年数」「自治会・商工会など利害関係者の選好」が考えられる。ただし、何が十分条件なのかを特定自治体で明示化することは難しいし、ましてや因果関係を推論することは、現実に通じた研究者でないと無理である（武智二〇一四b：一一―一二）。

逆にいえば、すべて一般化・標準化・教科書化できると考えるのも行き過ぎで、学者にはなれるかもしれないが、良い学者にはなれない、というべきであろうか。小説の指南本を読めば小説家になれるわけではないし、経済学の教科書が理解できてエコノミストにはなれない。取扱説明書（トリセツ）やマニュアルとしての教科書使用は、研究上も教育上も不適切ではないか、と考えている。このような教育を行う際に、教科書の役割はマニュアルではなく、指針としての提示が教育的には望ましく、暗記教育から脱皮することにも貢献するのではないかと考えている。

さらにいえば、理論として精緻なものが本当に必要なのか、という疑問も出てくる。本稿では理論と思考方法に目的を限定しているが、理論と思考方法は精緻なものでなくてもよいのではないか、という考えを私はもっている。たとえば、ヴェーバーの『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』は、ピューリタンの信仰の倫理に基づく禁欲こそが規律正しき、計算可能性、利潤拡大志向という近代資本主義の精神を生んだという逆説的な仮説を提示した議論であった。その是非は別として、彼の思考方法は、ミルがいう「差異法」に基づくものであり、その方法が非常に用意周到な議論を展開している点で卓越しているものである（ヴェーバー一九八八）。ミルは演繹と帰納が相互に補

完的に働く方法論として理解していた（ミル一九五八・一八五―二二〇）。五つの推論方法が提示されて二〇一六年で一七三年たつが、現在においても基本的な思考として有効であると考えている。

- (1) 政治学の方法論については近年多くの本が出されている。久米（二〇一三）、加藤ほか（二〇一四）、伊藤修一郎（二〇一）、G・キング、R・O・コヘイン、S・ヴァーバ（二〇〇四）、H・E・ブレイディ、D・コリアー編（二〇〇八）、A・L・ジョージ、A・ベネット（二〇一三）を参照のこと。著者にとって高根（一九七六・一九七九）の方法論と実証的研究は衝撃的であったが、残念ながら高根（一九七六）は現在絶版となっている。社会学の理論と方法については佐藤（二〇一一）が大変刺激的であり、本稿でも大いに参考となった。
- (2) 科学哲学の立場から実在論について論じたものとして、戸田山（二〇一五）がある。
- (3) 以下、科学哲学の系譜について内井（二〇〇四）、伊勢田（二〇〇五）を参照した。難解なパース（一九八五・一九八六a・一九八六b）については、米盛（二〇〇七）や岡田（二〇一四）の解説が有益である。
- (4) 斉一性原理についてはヒューム（一九六八）を参照した。帰納法や帰納的推論についての積極的な評価については、内井（一九八八・一九九五・二〇〇四）を参照のこと。
- (5) 演繹法に関する批判的見解については、伊勢田（二〇〇三）が興味深い指摘をしている。
- (6) アブダクションに対する積極的な評価としては、竹本（二〇一三）、保城（二〇一五）がある。外交政策については、データや事実が極めて限定されるため、論証を重視した演繹法が採用しにくく探索の仮説構築が行われるという特性は理解できる。
- (7) 功利主義、義務論、自由主義、平等主義については、ロールズ（二〇一〇）、エンゲルハート（一九八九）、浦川・児玉（二〇一五）、川本（一九九五・一九九七）が参考になる。
- (8) 以下、特定商取引法についての概説と法改正の歴史的経緯については、圓山（二〇一四）、齋藤・池本・石戸谷（二〇一四）、後藤・齋藤・池本（二〇一五）を参照した。
- (9) 公共の福祉と営業の自由の価値対立は、規制をめぐる古典的な議論といってよい。その点、特定商取引法改正の政策過程

は規制をめぐる比較的標準的な事例である。同じ関心から自由と介入という対立軸から論じた論稿として、武智（二〇一四 b・二〇一五 a・二〇一五 b）がある。以下の審議会での審議経過は、消費者委員会特定商取引法専門調査会（二〇一五 a・二〇一五 b・二〇一五 c）を参照した。

(10) 特商法関連被害の実態把握等に係る検討会（二〇一四）、『朝日新聞』二〇一五年七月二三日、『朝日新聞』二〇一五年四月二十九日、消費者委員会特定商取引法専門調査会第四回資料一。

(11) 以下、薬のインターネット販売をめぐる政策過程の実際については、『朝日新聞』『読売新聞』『日本経済新聞』を参照した。
(12) 脱学習の思考法を強調する論者は多い。戸井田（一九八四）、鶴見（一九八六）、西尾（二〇〇七）を参照のこと。

参考文献

- 秋吉貴雄（二〇一五）「公共政策学とは何か」秋吉貴雄・伊藤修一郎・北山俊哉『公共政策学の基礎 新版』有斐閣
- 石川寛俊（二〇〇〇）「延命利益、期待権侵害、治療機会の喪失」太田幸夫編『新・裁判実務大系一 医療過誤訴訟』青林書院
- 伊勢田哲治（二〇〇三）『疑似科学と科学の哲学』名古屋大学出版会
- 伊勢田哲治（二〇〇四）『認識論を社会化する』名古屋大学出版会
- 伊勢田哲治（二〇〇五）『哲学思考トレーニング』筑摩書房
- 伊勢田哲治（二〇〇六）「広い反照的均衡と多元主義的基礎づけ主義」『Nagoya Journal of Philosophy』5
- 伊藤修一郎（二〇一）『政策リサーチ入門』東京大学出版会
- 伊藤幹夫（二〇一）「推論プロセスとしての反照的均衡」『三田学会雑誌』一〇三巻四号
- 内井惣七（一九八八）『シャーロック・ホームズの推理学』講談社現代新書
- 内井惣七（一九九五）『科学哲学入門』世界思想社
- 内井惣七（二〇〇四）『推理と論理—シャーロック・ホームズとルイス・キャロル—』ミネルヴァ書房
- 浦川郁夫・児玉聡（二〇一五）『健康の公平性と倫理』川上憲人・橋本英樹・近藤尚己編『社会と健康』東京大学出版会
- マックス・ヴェーバー（一九八八）『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』（大塚久雄訳）岩波書店
- H・T・エンゲルハート（一九八九）『バイオエシックスの基礎づけ』（加藤尚武・飯田亘之監訳）朝日出版社

岡田雅勝(二〇一四)『パス』清水書院

加藤淳子ほか(二〇一四)『政治学の方法』有斐閣

川本隆史(一九九五)『現代倫理学の冒険』創文社

川本隆史(一九九七)『ロールズ』講談社

G・キング、R・O・コヘイン、S・ヴァーバ(二〇〇四)『社会科学のリサーチ・デザイン』(真淵勝監訳) 勁草書房

久米郁男(二〇一三)『原因を推論する』有斐閣

後藤巻則・齋藤雅弘・池本誠司(二〇一五)『条解消費者三法―消費者契約法、特定商取引法、割賦販売法』弘文堂

齋藤雅弘・池本誠司・石戸谷豊(二〇一四)『特定商取引法ハンドブック 第五版』日本評論社

佐藤俊樹(二〇一三)『社会学の方法』ミネルヴァ書房

A・L・ジョージ、A・ベネット(二〇一三)『社会科学のケース・スタディ』(泉川泰博訳) 勁草書房

高根正昭(一九七六)『日本の政治エリート』中公新書

高根正昭(一九七九)『創造の方法学』講談社新書

武智秀之(二〇一三)『導入演習で学ぶ』『白門』第六五卷第八号・第一号

武智秀之(二〇一四a)『政治学基礎演習で学ぶ』『白門』第六六卷第八号

武智秀之(二〇一四b)『歴史的町並み保全のまちづくり―重要伝統的建造物群保存地区制度の実施構造―』『季刊行政管理研究』

一四八号

武智秀之(二〇一五a)『自治体と社会福祉法人・社会福祉協議会』『都市問題』第一〇六卷第一号

武智秀之(二〇一五b)『農業政策の根拠と展開』『白門』第六七卷第一号

竹本信介(二〇一三)『戦後日本外交研究の(パラダイム)―戦後日本外交のリサーチ・デザイン』『立命館法学』

三四九号

谷岡一郎(二〇〇七)『データはウソをつく』ちくまプリマー新書

ノーマン・ダンエルズ、ブルース・ケネディ、イチロー・カワチ(二〇〇八)『健康格差と正義―公衆衛生に挑むロールズ哲学』(児

玉聡監訳) 勁草書房

- 筒井康隆(二〇一四)『創作の極意と掟』講談社
- 鶴見俊輔(一九八六)『アメリカ哲学』講談社学術文庫
- S・トゥールミン(二〇一一)『議論の技法』(戸田山和久・福澤一吉訳) 東京書籍
- 戸井田道三(一九八四)『忘れの構造』筑摩書房
- 戸田山和久(二〇一五)『科学的事実論を擁護する』名古屋大学出版会
- 東京都福祉保健局(二〇一三)『トリアージ ハンドブック』
- 永井幸寿(二〇一一)『災害医療におけるトリアージの法律上の問題点』『災害復興研究』第四号
- 西尾隆(二〇〇七)『変革期の自治体に求められる組織と人材』『月刊自治フォーラム』Vol.509
- 橋本英史(二〇〇〇)『医療過誤訴訟における因果関係の問題』太田幸夫編『新・裁判実務大系一 医療過誤訴訟』青林書院
- C・S・パース(一九八五)『パース著作集一 現象学』(米盛祐二編訳) 勁草書房
- C・S・パース(一九八六a)『パース著作集二 記号学』(内田種臣編訳) 勁草書房
- C・S・パース(一九八六b)『パース著作集三 形而上学』(遠藤弘編訳) 勁草書房
- トム・L・ビーチヤム、ジェームズ・F・チルドレス(一九九七)『生命医学倫理』(永安幸正・立木教夫監訳) 成文堂
- D・ヒューム(一九六八)『人性論』大概春彦責任編集『ロッキーヒューム』中央公論社
- 福澤一吉(二〇〇二)『議論のレッスン』NHK生活人新書
- H・E・ブレイディ、D・コリアー編(二〇〇八)『社会科学の方法論争』(泉川泰博・宮下明聡訳) 勁草書房
- 保城広至(二〇一五)『歴史から理論を創造する方法』勁草書房
- K・ポパー(一九七二)『科学的発見の論理 上』(大内義一・森博訳) 恒星社厚生閣
- K・ポパー(一九九五)『確定性の世界』(田島祐訳) 信山社
- J・G・マーチ、J・P・オルセン(一九九四)『組織におけるあいまいさと決定』(遠田雄志訳) 有斐閣
- 松田憲忠(二〇一二)『トゥールミンの『議論の技法』トゥールミン・モデル』岩崎正洋編『政策過程の理論分析』三和書籍
- 圓山茂夫(二〇一四)『詳解特定商取引法の理論と実務』民事法研究会
- J・S・ミル(一九五八)『論理学体系(5)』(大関将一訳) 春秋社

- 山本保博 (一九九六) 「災害医学と災害医療」厚生省健康政策指導課監修 『21世紀の災害医療体制』へるす出版
- 米盛裕二 (二〇〇七) 『アブダクション』勁草書房
- ニコラス・レッシュャー (一九八八) 「高度救急医療の配分方法」H・T・エンゲルハート, H・ヨナほか著, 加藤尚武・飯田亘之編 『バ
イオエシックスの基礎』東海大学出版会
- J・ロールズ (二〇一〇) 『正義論』(川本隆・福岡聡・川島裕子訳) 紀伊國屋書店
- Daniels, N. (1979a) "Wide Reflective Equilibrium and Theory Acceptance in Ethics." *The Journal of Philosophy*, Vol. 9, 245-263
- Daniels, N. (1979b) "On some methods of ethics and linguistics," *Philosophical Studies* 37
- Daniels, N. (1980) "Reflective Equilibrium and Archimedean Points." In *Canadian Journal of Philosophy* 10
- Daniels, N. (1996) *Justice and justification: reflective equilibrium in theory and practice*, Cambridge University Press
- Kingdon, J. W. (1984) *Agendas, Alternatives, and Public Policy*, Harper Collins Pub.
- Lowi, Theodore J. (1972) "Four Systems of Policy, Politics and Choice," *Public Administration Review*, vol. 32
- Lowndes, V. and M. Roberts (2013) *Why Institutions Matter: The New Institutionalism in Political Science*, Palgrave
- Peters, B. Guy (1999) *Institutional Theory in Political Science*, Continuum
- Peters, B. Guy (2014) "Institutions in context, and as context," C. Pollitt ed. *Context in Public Policy and Management: The Missing
Missing Link*, Edward Elgar
- Pollitt, C. (2014) "Context: what kind of missing link," Pollitt, C. ed. *Context in Public Policy and Management: The Missing
Link*, Edward Elgar
- Wilson, J. Q. (1974) *Political Organizations*, Basic Books
- Wilson, J. Q. (1980) "The Politics of Regulation," Wilson, J. Q. ed. *The Politics of Regulation*, Basic Books
- 特商法関連被害の実態把握等に係る検討会 (二〇一四) 『特商法関連被害の実態把握等に係る検討会報告書』平成二六年八月
消費者委員会特定商取引法専門調査会 (二〇一五a) 『議事次第(第一回〜第一一回)』
<http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/tokusho/index.html> (閲覧日二〇一五年九月九日)
- 消費者委員会特定商取引法専門調査会 (二〇一五b) 『中間整理』平成二七年八月

<http://www.caa.go.jp/trade/index.html#m11> (閲覧日二〇一五年九月九日)

消費者委員会特定商取引法専門調査会(二〇一五c)『特定商取引法専門調査会報告書』平成二七年一二月

<http://www.caa.go.jp/trade/index.html#m11> (閲覧日二〇一六年二月二〇日)

一般用医薬品のインターネット販売等の新たなルールに関する検討会(二〇一三)『議論の取りまとめ』平成二五年六月

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingy/2f98520000034av6.html> (閲覧日二〇一五年九月九日)

(本学法学部教授)